

小千谷市市民カメラマン募集要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、広報おぢや、小千谷市ホームページ、市公式の LINE、YouTube、Instagram、X その他市の情報発信を行うための媒体（以下「広報誌等」という。）に使用する写真を撮影するカメラマン（以下「市民カメラマン」という。）の募集に関し、必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 市民カメラマンは次の職務を行うものとする。

- (1) 広報誌等に掲載する写真や動画の撮影に関すること。
- (2) その他市長が必要と認めること。

(対象者)

第3条 市民カメラマンは、次の各号に掲げる要件のすべてに該当する者とする。

- (1) 市内在住または在勤・在学しており、満15歳以上の者（中学生を除く）
- (2) 写真撮影に必要な機材（一眼カメラなど）、消耗品その他撮影に必要な物品等（第7条に規定する貸与物品を除く）の調達及び移動に係る経費については自己負担とし、無償ボランティアとして活動ができる者
- (3) 氏名及び顔写真が広報誌や市ホームページに掲載されることに同意できる者
- (4) 市長が定める撮影上の留意事項に同意できる者
- (5) 市長が指定する期間内に、指定の方法で撮影データ及び当該写真に係る取材・説明文の提出ができる者

(登録の申請)

第4条 市民カメラマンの募集は広報おぢや、小千谷市ホームページ等により公募するものとする。

- 2 市民カメラマンとして活動を希望する者は、「小千谷市市民カメラマン登録申請書（様式第1号）」に必要事項を記載し、自身の顔写真1枚と市内で撮影した写真を3枚添えて提出するものとする。この場合において、申請者が未成年者であるときは、当該未成年者の親権者の同意を要するものとする。
- 3 登録決定の有無にかかわらず、申込み後に辞退する場合は、「小千谷市市民カメラマン辞退願（様式第2号）」を市に提出するものとする。

(登録の決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、市民カメラマ

ンの登録を決定するものには、「小千谷市市民カメラマン登録審査結果（登録）通知書（様式第3号）」により、決定しないものには、「小千谷市市民カメラマン登録審査結果（登録見送り）通知書（様式第4号）」により通知するものとする。

2 市民カメラマンの登録期間は、前項の規定により登録を決定したその日から、その日の属する年度の末日までとする。ただし、継続は妨げない。

（撮影の依頼）

第6条 市長は、市民カメラマンに撮影を依頼しようとするときは、事前にイベント等の内容を明示して市民カメラマンに活動の可否について確認するものとする。

（貸与物品）

第7条 市長は、第2条の職務を円滑に進めることができるよう、市民カメラマンに対し次に掲げる物品を登録期間中貸与する。

- （1） 腕章
- （2） 市民カメラマン証
- （3） その他市長が必要と認めるもの

（登録の取り消し）

第8条 市長は、市民カメラマンが次の各号のいずれかに該当するときは、当該市民カメラマンの登録を取り消すものとする。

- （1） 第3条各号のいずれかに該当しなくなったとき。
- （2） 市民カメラマンから辞退の申し出があったとき。
- （3） 活動中に市民カメラマンとしてふさわしくない行為があったとき。
- （4） 前3号に掲げるもののほか、市長が解職するに相当な理由があると認めたとき。

（保険）

第9条 市民カメラマンの活動中の事故に係る損害は、市が加入する全国市長会市民総合賠償補償保険により補償する。

（著作権等）

第10条 市民カメラマンが撮影し、市に提出した写真及び写真に係る取材・説明文に関する全ての著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条の権利を含む。）は、市に帰属するものとする。

2 提出された写真の採用については、市に一任するものとする。

（庶務）

第11条 市民カメラマンに関する庶務は、企画政策課において処理する。

(その他)

第12条 この要綱に定めのない事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和6年6月1日から施行する。